

# 改正相続法のポイント

## 2. 遺産・預貯金の仮払い 3. 特別受益の持ち戻し免除

富山短期大学名誉教授 川中 清司

### § 遺産・預貯金の仮払い

被相続人の預貯金は死亡と同時に凍結され、相続人の共有となる。原則として相続人の遺産分割協議が成立するまでは引き出すことができない。遺族が葬式の費用や病院、介護の支払いもできずに困惑するケースも少なくない。今回の民法改正で令和元年7月1日から、相続人全員の同意がなくても、遺産分割前に預貯金の仮払いができるようになった。

#### ● 預貯金凍結トラブル解決

例えば父が亡くなり残された長男が、父の介護、病院の費用や葬儀の支払いをすることになった。父の預貯金から支払いの金を引き出すには、相続人全員の同意が必要だが、相続人の一人、長女とは仲が悪く連絡もとれずとても協議同意どころではない。当面の支払いに困惑している。こうした場合でも、改正相続法の「預貯金仮払い制度」で解決の道が開かれる。

### 1. 金融機関で仮払い

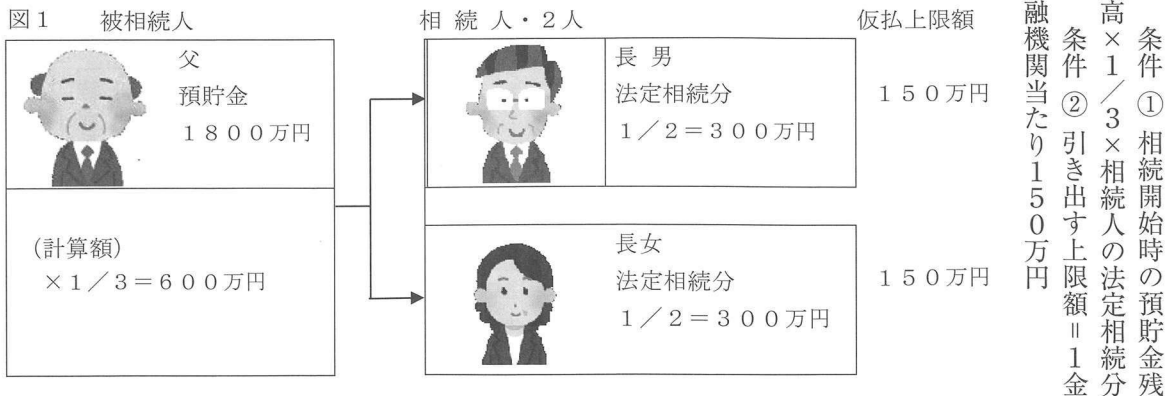
預貯金仮払いの一つの方法は、金融機関で直接仮払いを求めるものだ。裁判所での手続きが要らず、手続きの煩瑣もなく費用もかからない。ただ生活費や葬儀費用の支払い、相続債務の弁済などの資金需要に対応するために、遺産分割前に払い戻しを認めるもので、金額は上限額が設けられ、一つの金融機関から仮払いを受けられる上限額は、法務省令で150万円とされている。

#### ● 手続き必要書類

金融機関の窓口で仮払い請求する際に、払い戻し請求する相続人の相続分を明らかにするための、戸籍謄本や相続人関係図などが必要となる。またこの預貯金仮払い制度を使って引き出した金額は、その相続人が遺産の一部を分割で取得したものとみなされ、その金額分を遺産分割の際の具体的な相続額から差し引かれる。

#### ● 上限額の限度

引き出しの上限額は次の2つの条件で計算する。



●事例(図1)

1. 被相続人(死亡した父)
2. 相続財産は預貯金1800万円
3. 相続人は長男・長女
4. 長男が仮払い制度を利用して、父の預貯金から医療費や葬式費用などに充てたい意向
5. 上限額の計算  
預貯金残高1800万円×1/3  
×法定相続分(1/2)  
= 300万円
6. 長男の引出限度額=150万円

●任意の「便宜払い」

今までも金融機関によっては、相続人に便宜をはかって任意に預貯金の仮払いを行うところがあった。葬儀費用など相続人の当座に必要な支払いに応じるもので「便宜払い」と呼んでいる。凍結預貯金の払い戻しには、「相続手続依頼書」に相続人全員が同意した旨を記載し署名押印する。印鑑証明書や葬儀費用の請求書の写しが求められる。今後は新しい仮払い制度に移るものとみられる。

2. 家庭裁判所に仮払い申し立て

遺産分割協議が長引くと予想されたり、仮払い制度の限度額以上の金額を引き出したい場合には、家庭裁判所に遺産分割の審判または調停を申し出て、預貯金の仮払いを申し立てると、家裁の判断によって、他の共同相続人の利益を害さない範囲内で仮払いが認められる。2018(平成30)年7月の改正で、家庭裁判所の許可を得る条件が緩和された。

●改正法で条件緩和

改正法では原則として、次の支出に充てるため預貯金の仮払いを認めている。①相続財産に属する債務の弁済、②相続人の生活費の支弁、③その他の事情。

家庭裁判所に申し立てる場合は上限額の制限がないが、審判や調停と仮払いの申し立てや、仮払いの必要性の疎明などの手続きが求められる。日数と費用が必要となる。

§ 特別受益の持ち戻し免除

●贈与・遺贈と相続の公平性

相続人が被相続人(死亡した人)から生前に、住宅や結婚資金などの贈与や、相続開始後に遺贈など

で受けた利益を「特別受益」と言う。相続人が複数いて、多額の贈与などを受けた相続人がいる一方で、何も貰わない相続人がいる場合には、単純に法定相続分によって遺産を分割承継すれば不公平な相続を招くこととなり、その是正が必要となる。

●持ち戻し計算

こうした不公平を是正するため、民法では次のような計算を求め

ている。すなわち、相続分の計算をする際に、生前贈与や遺贈の額を「特別受益」として、遺産にその特別受益の額を加算して、それぞれの相続分を計算するように規定している。これを「特別受益の持ち戻し計算」という。

持ち戻し計算  
= (遺産 + 特別受益) × 相続分

●事例(図2)

例えば被相続人(父A)が、5

図2 特別受益の持ち戻し計算・例

被相続人 父 A	遺産	5000万円 ①
	生前贈与	1000万円 長男C※1
	生前贈与	500万円 次男D※2
	持ち戻し計	1500万円 ②
	持ち戻し後の合計	6500万円 ①+②

- ・被相続人(父A)の遺産は5000万円①
- ・※1 長男Cは父の生前に1000万円の贈与を受けた。
- ・※2 次男Dも父から生前に500万円の贈与を受けた。
- ・それぞれを今回の相続財産にその贈与分を加算して相続額を計算する。
- ・相続で受け取る額は、長男625万円※3。次男1125万円※4となる。

○ 持ち戻し後の合計金額 = 6500万円

相続人	持ち戻し計算			
	相続分	特別受益加算後	特別受益差引	特別受益差引後
→ 妻 B=1/2=3250万円			0	3250万円
→ 長男C=1/4=1625万円		1000万円		625万円 ※3
→ 次男D=1/4=1625万円		500万円		1125万円 ※4
合計	6500万円	1500万円		5000万円

000万円の財産を残して死亡した。相続人は妻B、長男C、次男Dがいる。Aは生前に、長男Cに住宅資金として1000万円※1を贈与し、次男Dに事業資金として500万円※2を贈与していた。これらの特別受益を加算して相続分を計算し、そこから特別受益を差し引いて相続額を算出する。この場合の各相続人の具体的な相続額は図2のとおりとなる。

## 特別受益の対象財産

特別受益の対象となる財産として次の例があげられる。

### 1. 婚姻費用

婚姻の際の持参金や支度金など、被相続人に負担して貰った分の贈与。ただし、その金額が少額の時や、被相続人の生活、財産状態からみて妥当と考えられる場合は特別受益にはあたらない。

### 2. 不動産の贈与

子どもが独立する際の土地や建物の贈与、投資用のマンションの生前贈与、農家の場合に子どもへの農地の生前贈与などは特別受益

となる。現金や車の場合には少額なら特別受益とならない。

### 3. 金銭・有価証券・金銭債権の贈与

現金預貯金・株券・金銭債権の贈与。ただし「相当額」の贈与であること。被相続人の財産、収入、社会的地位など総合的に勘案して高額であり、明らかに相続分の前渡しと考えられる程度の金額の場合。

### 4. 高等教育のための学資

大学や専門学校など高等教育のため、被相続人が支出したお金の贈与分。ただし被相続人の扶養義務の範囲内と認められる程度なら特別受益とはならない。私立大学で数百万円の費用を出して貰った場合は特別受益に該当する。

## 持ち戻し免除の対象者

持ち戻し計算は、共同相続人の間の公平をはかるのが目的であり、持ち戻し計算の対象者は遺産の相続人だけに限られる。相続人以外の人が多額の生前贈与を受けていても、その贈与分については

特別受益の持ち戻し計算は行われ  
ない。

## 特別受益の持ち戻しの免除

被相続人が、贈与や遺贈を受けた受益者の特別受益分の「持ち戻しをしなくても良い」という意思表示をしていた場合は、持ち戻し計算が免除される。この意思表示は、書面でも口頭でもよく指定された様式はない。また、共同相続人の全員が、特別受益の持ち戻し計算はせず、残った遺産のみを遺産分割の対象とすることに合意している場合は、持ち戻し計算をせずに遺産分割することができる。

## 夫婦間の居住不動産・遺贈に特例

今回の改正で、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住不動産(配偶者居住権を含む)が遺贈または贈与された場合は、持ち戻しの意思表示がなくても、意思表示があったものと推定される。免除しない意思表示があった場合のみ、持ち戻しを行うこととなった。令和元年7月1日から施行される。

## 配偶者を擁護

改正で新設されたのは、「持ち戻し免除の意思表示の推定」の規定で、適用されるためには次の要件を満たしている必要がある。

1. 特別受益者が配偶者であること。この規定は被相続人の配偶者を保護するために新設されたもの。
2. 婚姻期間が20年以上であること。20年未満の場合は適用がない。
3. 居住用不動産の贈与、遺贈であること。居住用不動産は、建物だけでなくその敷地も含む。自宅としての土地、建物の贈与、遺贈に関してはこの推定規定が適用される。居住用不動産以外は、特別受益となる。